

期末手当及び勤勉手当に関する報告資料

職種別民間給与実態調査

人事院 報告

期末手当及び勤勉手当に関する報告資料の説明	5
1 令和2年職種別民間給与実態調査	
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	9
第2表 民間における特別給の支給状況	10
第3表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	10
2 人事院勧告	
〈参考〉 給与勧告の骨子	13

期末手当及び勤勉手当に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は次のとおりである。

令和2年職種別民間給与実態調査（先行調査）

1 調査の目的と時期

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

(2) 調査の時期

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、賞与等に関する調査を先行して実施した。調査期間は次のとおりである。

令和2年6月29日（月）～同年7月31日（金）

2 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所1,742事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

3 標本事業所の抽出

上記2に記載した事業所を産業、規模等により24層（うち千葉市9層、その他県内地域15層）に層化し、これらの層から373事業所（うち千葉市103事業所、その他県内地域270事業所）を無作為に抽出した。

調査の完結した事業所は289事業所で、第1表のとおりである。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

冬季賞与の考課査定分の配分状況等

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,742事業所
抽出事業所	373事業所
調査の完結した事業所	289事業所 (調査完了率78.1%)

令和2年職種別民間給与実態調査
(民間給与関係)

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和2年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	289	60	34	50	105	40
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	18	3	3	1	9	2
製造業	98	11	10	21	38	18
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	60	10	6	16	20	8
卸売業、小売業	30	12	5	1	11	1
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	18	6	2	4	5	1
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	65	18	8	7	22	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が81所あった。
- 2 調査対象事業所373所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた370所に占める調査完了事業所289所の割合(調査完了率)は、78.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 民間における特別給の支給状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	364,561 円
	上半期 (A 2)	370,764
特別給の支給額	下半期 (B 1)	789,242
	上半期 (B 2)	849,358
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.17 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.29
	年 間	4.46

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

第3表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

部長級 (非役員)		課長級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
48.4 %	51.6 %	50.3 %	49.7 %	57.8 %	42.2 %

人 事 院 勸 告

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05 月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約 12,000 民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率 80.3%）
なお、月例給に関する調査は 9 月 30 日まで実施

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46 月 （公務の支給月数 4.50 月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6 月期	12 月期
令和 2 年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.30 月）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
3 年度以降	期末手当	1.275 月	1.275 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の 4 月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職（一）…現行給与 408,868 円 平均年齢 43.2 歳 [対前年 △2,255 円、△0.2 歳]